

## 綾部市ものづくり企業振興補助金

産業の振興及び雇用の拡大を図るため、人材育成、雇用・定住の促進、新製品開発、販路開拓、地域貢献、設備導入、福利厚生、災害復旧に資する次の事業を行う市内のものづくり企業に対して、補助金を交付

事業名	補助対象経費 (※消費税及び地方消費税相当額を除く)	補助率	補助限度額
インターンシップ支援事業	インターンシップの受け入れに対して、1人当たり1日5千円 ※今年度から大学の単位取得に伴うインターンシップも対象になりました。	10/10	1人当たり3万円
雇用・定住促進事業	市内での社宅、社員寮整備に要する経費のうち、次に定めるもの ① 建築費、購入費 ② 5年以上の新規借上げ契約における初年1年間の賃料(1棟4部屋以上の借上げであること)	1/4	① 建築、購入 1棟100万円 1棟まで ② 借上げ 1棟50万円 2棟まで
試験機器利用支援事業	京都府中小企業技術センターの機械器具貸付料及び依頼試験手数料	1/2	20万円/年
販路拡大支援事業	新規市場開拓や販路拡大に必要な展示会等への出展に要する展示小間料、出展負担金等の経費	1/2	10万円/年
地域貢献支援事業	① 地域に開かれたイベント開催経費 ② その他市長が必要と認めた経費	10/10	① イベント開催 10万円/年 ② その他 10万円/年
設備導入支援事業	生産性向上など、事業継続に必要な生産設備のうち、次に定める設備等の取得合計額(取得合計額が100万円以上であること。) 1 建物(工場及び倉庫に限る。)及びその附属設備 2 機械及び装置 3 車両及び運搬具(自動車を除く。) 4 工具、器具及び備品 ※固定資産税の課税免除及び固定資産税の課税標準の特例を受ける設備等は対象外です。補助金返還の対象となります。	中小企業者 1/2 小規模企業 2/3	100万円/年
福利厚生支援事業	社員の福利厚生や健康増進に要する経費のうち、市内の施設の使用料等	1/2	10万円/年
災害復旧支援事業	工場等の災害復旧に要した経費	10/10	100万円

### 【問い合わせ先・提出先】

〒623-8501 綾部市若竹町8-1

綾部市農林商工部 商工労政課 工業・雇用促進担当

電話：0773-42-4264

メール：syokorosei@city.ayabe.lg.jp

## ▼対象企業

- 市内に工場が所在するものづくり企業  
(日本標準産業分類に掲げる製造業を営む会社及び個人)
- 市税に滞納がない企業(地方税法附則第59条第1項の規定による徴収の猶予を受けている企業を含む)

## ▼補助金の額

- 補助対象事業ごとに交付します
- 補助対象経費は、国又は京都府等から同様の経費を対象とする補助金等を受けていないものとします
- 補助対象経費に消費税及び地方消費税相当額は含まないものとします
- 補助対象経費に補助率を乗じて得た額を交付します(1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとします)

## ▼補助対象事業の期間

令和6年1月1日 から 同年12月31日 の間に行われたもの

## ▼申請書等の提出期限

令和7年1月10日(金) までにご提出ください

## ▼提出書類

- 綾部市ものづくり企業振興補助金交付申請書(様式第1号)
- 交付申請額の内訳が分かる書類
- 領収書等の補助対象経費の額を証する書類
- その他市長が必要と認める書類(写真等)

## ▼綾部市ホームページ

～・お手続きの方法等の詳細や申請書等のダウンロードは綾部市のホームページをご覧ください・～

<https://www.city.ayabe.lg.jp/0000003133.html>

